



平成27年5月22日

各 位

会社名 コニシ株式会社
代表者名 代表取締役社長 横田 隆
(コード番号 4956 東証 第一部)
問合せ先 執行役員 社長室室長 大山 啓一
(TEL 06-6228-2877)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月22日開催の取締役会において、定款の一部変更について、平成27年6月19日開催予定の第90回定時株主総会に付議することを決議しましたので、以下の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また、有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、会社法第427条の規定により、当社と取締役(業務執行取締役等であるものを除く)および監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第29条(取締役の責任限定契約)の新設と現行定款第36条(社外監査役の責任限定契約)の変更および上記条文の追加による条数の繰り下げと現行定款付則第44条(施行)の削除を行うものであります。

なお、定款第29条(取締役の責任限定契約)の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(取締役の責任限定契約)
第29条～第35条 (条文省略)	第29条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
(社外監査役の責任限定契約)	(監査役の責任限定契約)
第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第37条～第43条 (条文省略)	第38条～第44条 (現行どおり)
付 則	(削 除)
(施 行)	
第44条 この規程は平成21年6月29日より改訂施行する。	

3. 日程

変更のための株主総会開催 平成27年6月19日
定款変更の効力発生日 平成27年6月19日

以 上